

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

日本学会議会議長 越 智 勇 一

写送付先：科学技術庁長官，外務，大蔵，文部および自
治各大臣，国立大学協会長，公立大学協会長
私立大学懇話会長，日本私立大学連盟会長，
日本ユネスコ国内委員会会長，日本学術振興
会会長

我が国における平和研究の促進について（勧告）

標記のことについて、本会議第66回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

ここ十数年来、世界各国では、平和研究（Peace research）すなわち、平和価値観に立脚して、戦争の原因、動機、実態等を探求し恒久平和を確立しうる未来秩序の形成のための諸条件、諸方策等を検討することを基本的任務とする学際的研究が急速に発達しつつあるが、各国政府もこの研究の振興のため鋭意助成を行つている。

ところが、我が国では、諸外国に比し平和研究の発達が著しく立ち後れており、国際的交流、協力も不十分であるが、その主要な原因が平和研究に対する国の助成の欠如にあることは遺憾である。

昨年の国際連合第28回総会で日本政府も共同提案者となった平和研究を高く評価する決議が可決され、また、平和研究を主要任務とする国連大学の日本設置が決定されたこともあり、この際、政府は我が国における平和研究の格段の振興を図る責任があると考えらる。

よって本会議は、政府が以下の平和研究のあり方の原則の尊重の上立って助成の措置を早急に講じるよう勧告する。

なお、これらの措置の策定、実施に当っては、本会議と十分連絡をとられたい。

1 平和研究のあり方の原則

- (1) 平和価値観、特に憲法前文及び第9条の精神を前提とした科学的、客観的研究であるべきこと。
- (2) 研究は自主、民主、公開の原則に即して行われるべきこと。
- (3) 学際的及び国際的な協力を特に重視すべきこと。

2 平和研究促進のための当面の諸措置

(1) 大学における平和研究の促進について

ア 人文・社会系学部、学際的な総合学部（及び大学院）等、適当な学部（大学院）に平和研究に関する若干の講座・学科目等の新設を図ること。

イ 平和研究を任務とする大学付置の研究所又は研究センターの新設、既存の研究センターに

平和研究部門の増設等を図ること。

ウ 教育系学部（大学院）に平和教育関係の講座を新設すること。

エ 以上に関する国立・公立・私立の大学及び研究機関の創意を積極的に援助すること。

オ その他、必要な措置を講じること。

(2) 平和研究促進のための助成について

ア 平和研究に関する課題に対する科学研究補助金の交付等による助成強化について配慮すること。

本テーマに関する特定研究課題の設定も考慮すること。

イ 平和研究に従事する学協会、大学、研究機関、科学者等の国際学術交流に対する助成を十分配慮すること。

ウ 関係学協会、大学の研究機関、科学者による平和研究に関する研究に関する研究将来計画の策定作業を助成すること。

エ その他、必要な措置を講じること。

(説明)

近年、大国間並びにヨーロッパにおける東西関係の改善の進ちよくにより国際緊張の緩和傾向の定着を楽観視する向きもあるが、核実験の継続、核拡散の新たな動向などが見られるのみならず、若干の地域における軍事衝突の頻発もあり、事態は依然楽観を許さない。

いうまでもなく、科学者は、戦争を無くし、恒久平和を確立するという理想の実現を希求するものであるが、同時にその目的のために科学者としての資質、能力等を傾注すべき特別の責任を負っている。憲法で戦争放棄を規定している我が国の場合はなおさらそうである。

これらの責任の逐行のうち重要なもののひとつとして世界的に注目されている科学者の営みに平和研究（Peace research）がある。平和研究は、戦争の原因、動機、実態等の探求及び恒久平和を確立しうる未来秩序の形成のための諸条件、諸方策等の検討を基本的任務とする新興の学問分野であって、その性格上、客観性と学際的協力を特に必要とするのももちろん平和価値観に貫徹せられる目的論的性格をその特徴としている。

ここ十数年来、諸外国における平和研究の急速な発展は驚嘆すべきものがあり、国際平和学会（IPRA）（ISSC 加盟団体、ユネスコ諮問団体）の設立と活動をはじめ、欧米諸国では平和研究に関する研究機関や大学における講座の設置等がさかに行われている。この間昨1974年の国際連合第28回総会では、我が国も共同提案国に加わった「平和研究の科学的作業に関する決議」（決議3065）が採択されたが、同決議は平和研究を国連の平和目的に寄与貢献するものとして評価している。

しかるに、我が国においては、最近、関係学会の結成等が実現したとはいえ、諸外国に比し平和研究の発達が著しく立ち後れており、その主要な原因がこの分野の研究に対する国の助成の不十分さにあることは遺憾とせざるをえない。なるほど、近時、関係当局が平和研究に関する国際交流や研究費の助成に意を用い始めたことは歓迎できるが、これとても微々たるものにすぎない。さきごろ、国連大学が我が国に設置される運びとなったことについては政府の努力

を多とするものであるが、国連大学の最重要な任務が平和研究にあることにかんがみても、この国連大学の発足に即応する必要からしても、我が国における平和研究の発展を格段に図る措置を講じることは、極めて緊要であると考え。

本会議は創設以来、日本の科学者の代表機関として、世界平和への貢献という任務を格別に重視してきたが、特に第8期、第9期においては、関係学会、科学者の協力を得て、この平和研究の推進方について検討を続けてきた。ここに、この検討の結果を踏まえつつ、我が国における平和研究の発展を図るため、政府が前述のごとき原則に立脚した促進の措置を講じるよう勧告するものである。

〔別添参考資料〕

(1) 日本学術会議編

「1970年代以降の科学・技術について」(大蔵省印刷刊、1972年)より抜粋

(2) 日本学術会議第66回総会報告

「科学・技術政策の基盤—第9期の取りまとめ」より抜粋

(3) 「平和研究の科学的作業に関する決議」

(国際連合第28回総会決議3065)

(4) 欧米各国の平和研究機関

〔別添参考資料〕 (1)

日本学術会議編

「1970年代以降の科学・技術について」(大蔵省印刷局刊・1972年)より抜粋

戦争と平和と科学者

I 検討の目的

II 検討の経過

III 本 論 — 戦争と平和に関する科学者の立場と70年代以降の課題 —

1. 日本学術会議が創設以来今日まで平和擁護のためにとってきた立場の総括と評価

(1) 日本学術会議と平和擁護の精神

(2) 総括と評価

2. 国際および国内における科学者、学術諸組織の平和のための活動ならびに戦争・

平和に関する研究状況

(1) 戦争・平和の研究状況

(2) 平和のための科学者の活動状況

3. 軍事目的と関連する科学研究、技術開発の推進が科学研究、研究体制、科学者のあり方などに及ぼす影響と今後検討すべき問題点

(1) 一般的問題状況

(2) 今後検討されるべき主要な問題点

Ⅳ 70年代以降において戦争、平和の問題に対して日本学術会議がとるべき態度

I 検 討 の 目 的

70年代以降の科学・技術のあり方、科学研究の課題、科学者の社会的責任などを総合的に検討するにあたって、特に戦争と平和と科学者という問題を取り上げたのは、大体以下のような理由からであるが、本課題の検討の趣意、目的もそこにある。

1. 第2次世界大戦後4半世紀を経た今日、インドシナ戦争をはじめ戦争の惨禍は依然として跡を絶たず、核戦争の危険も可能性としては、なお存続している。また、これと関連して、核兵器、生物兵器、化学兵器など大量破壊、大量殺りく兵器が不断に開発され、製造、貯蔵、一部使用されているが、これは科学研究、技術開発達成と無縁ではない。

元来、科学は人類の平和と福祉を旨とするものであって、平和に対する科学者の責任は科学者の社会的責任のうちで最も重いものであるが、前述のような現状のものとは科学者の責任はきわめて重大である。

すなわち、すべての戦争をなくし、恒久平和を確立するために、全世界の科学者は国籍、専門イデオロギー等の相違を越えて連携しつつ、(a)戦争の原因や核、生物、化学兵器等の残虐性などに関する科学的な研究および平和を維持、強化するための諸条件についての科学的な調査、研究、(b)これらの研究成果のうえに立った国民への警告や為政者への建議など、行政、産業、国民生活に科学を反映、浸透させることにいつそう努力を傾注すべきである。

2. 特に日本では、近年、防衛力の増大、防衛予算の増加などのすう勢が顕著であり、今後もさらに急速な進展が予測されているが、その中で新兵器開発関係の研究投資が巨額に達していることは、70年代以降の科学研究や科学者のあり方に対して、広範かつ深刻な影響をもたらすこと必至である。

いずれにしても、科学者はこの問題に対して真剣に考え、なんらかの態度を明らかにせざるをえなくなってきている。

3. 日本学術会議は、その創立の趣旨や日本学術会議法前文に明示されたところに従って、従来戦争をなくし平和に寄与、貢献するという任務を重視してきたが、このような事態のもとで、ここに改めて戦争と平和と科学研究、あるいは科学者のあり方に関する自己の責任、姿勢を見直し、今後取り組むべき課題を明らかにし、しかるべき活動の方針を策定すべき義務がある。

Ⅱ 検 討 の 経 過

課題18 平和問題ワーキング・グループ（以下本W.G.と略す）は、前記Ⅰの目的に即して以下の4項目を中心に検討を行ない、また、その中間的なまとめを7月の各部会に提示して意見を求めるなどして、Ⅲに要約したような内容の報告をまとめた。

1. 戦争と平和の問題に関して日本学術会議が創設以来現在までとってきた態度の総括と評価
2. 世界および日本における科学者、学術諸組織の平和のための活動、ならびに戦争、平和に関する研究状況
3. 軍事的と関連する科学研究、技術開発の推進が科学研究、研究体制、科学者のあり方などに及ぼす影響とその問題点
4. 70年代以降において戦争と平和の問題に対して日本学術会議がとるべき態度および活動計画なお、検討集会開催回数、同参加者等は以下のとおりである（参考文献、資料は便宜上本節末尾に掲げる）。

(1) 検討集会開催回数7回（内2回、京都）

(2) 出席者〔会員〕高橋 碩一（第1部） 野村平爾、渡辺洋三、田畑茂二郎、小川政亮、青山道夫、岡倉古志郎、天野和夫、山木戸克己（第2部）塩田庄兵衛、河野健二（第3部）本城市次郎、小林稔、小谷正雄（第4部）

〔会員外〕 大島英樹、大塚明郎、小沼通二、長哲郎、川田侃、島恭彦、平井友義

(3) 報告者および報告書提出者

岡倉古志郎、小川政亮、田畑茂二郎、渡辺洋三、小谷正雄、川田侃（東大〈経〉教授）・日本平和研究懇談会代表）

牧二郎（京大基礎物理研究所長）、島恭彦（京大〈経〉教授）

(4) 文書意見提出者：具島兼三郎（第2部）

Ⅲ 本 論—戦争と平和に関する科学者の立場と

70年代以降の課題一

1. 日本学術会議が創立以来今日まで平和擁護のためにとってきた立場の総括と評価

(1) 日本学術会議と平和擁護の精神

そもそも真理の探究によって人類の平和と福祉に貢献することは科学本来の目的であり、科学者の最大の社会的責任であるが、敗戦後間もなく、日本学術会議の創設をもたらすに至った当時の日本の科学者たちの問題意識も戦争の性格ならびに戦争の惨禍に対するきびしい自己反省と、今後は科学こそが、文化国家、平和国家の基礎でなければならないとする確固たる信念に深く根ざすものであった。

日本学術会議法もその前文で「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提

携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と規定している。

また、1949年1月いよいよ日本学術会議が発足するに至ったとき、その創立総会で発せられた有名な声明（「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」）も、「科学が文化国家、平和国家の基礎であるという確信のもとに、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓い」、思想・良心・学問・言論の自由を確保し、「科学者の総意のもとに人類の平和のためにあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する」と強調したのである。

この日本学術会議の憲章ともいうべき創立総会の決意表明に盛り込まれた平和擁護の精神は以後22年間の日本学術会議の活動を通じてほぼ一貫して貫徹されてきている。

たとえば、この間、日本学術会議が総会で採択した声明、アピール、勧告、要望等のうち平和擁護、戦争阻止等に関するものは、別掲統計表に見られるように40件に及ぶが、そのうちには、戦争を目的とする科学研究、軍事目的のための科学研究に従わない声明（第6回、第49回総会）、原水爆実験やベトナム戦争の終結に関して世界の科学者に訴えたアピール（第24回、第25回、第26回、第27回、第30回、第35回、第43回）、第1回バグウォツシユ会議の声明を支持する声明（第25回）、原子力の平和利用3原則に関する声明（第17回）などがある。

日本学術会議のこのような活動は一部では「政治偏向」などといわれているが、それらは何よりも科学者の良心と社会的責任の自覚に発するものであって、日本学術会議法の精神と、その目的の規定を忠実に逐行したものにすぎない。

「日本学術会議のあり方検討特別委員会」が現・旧会員、大学、研究機関長、学・協会代表等に対して行なったアンケート（1970年8月）の結果でも、平和のための日本学術会議の活動について、「よい」が14.4%、「大体よい」が55.6%で合計70.0%がこれを支持している。

以下、日本学術会議が今日まで平和擁護のためにとってきた立場の総括を行なうことにしたい。

(2) 総括と評価

まず過去22年間に日本学術会議が総会で採択した声明、アピール、勧告、要望等のうち、厳密に選択された平和の擁護に関するもの全40件について総括を行なうこととしたい。

なお、この総括にあたっては以下3つの類型に区分したが、一つの勧告、声明等であってもその内容が数種の類型を含んでいる場合があるので、このような場合には、その内容のうちで最も比重の置かれている類型に属するものとして分類した。

1) 第1の類型は、兵器関係のものである（表ではA欄）。

この中には、原水爆実験禁止をはじめとして（原子力潜水艦寄港に基づく放射能害の危険と安全対策を含む）、化学兵器の使用禁止に関するものが含まれている。量的には、この類型に属するものが、全40件のうち約40%という多数を占めている。ここには、原水爆等の大量殺りく兵器が世界平和と人類にもたらす脅威、また核兵器実験による汚染の重大性などについて科学者の代表機関として日本学術会議の関心の高さと憂慮の深さが示

されていると考えられる。

なお、この類型のものは1954年ビキニ事件を契機として初めてみられるようになったが、そこにもその特徴があるといえよう。

- 2) 第2の類型は、学問のあり方に関するものである(B欄)。この類型は科学者の倫理の問題とも関連するものであって、主として①軍事研究反対、②原子力平和利用、③平和の条件と不可分に関係する学問・思想の自由、④国際学术交流に関するものである。それらのうち、①の軍事研究反対を直接に対象とする声明は、さきに引用した第6回、第49回両総会採択のものに限られている。

この中には、第56回総会採択の申合せ「70年代の科学研究、学術体制ならびに日本学術会議のあり方について…」のようにそれ自体は学問のあり方一般に関するものであるが内容的に科学研究の軍事化と関連するものも含まれている。

この類型に属するものは、量的には最も多く全40件のうち50%を占めているが時間的分布は必ずしも一様ではなく、原子力平和利用に関しては第3期にほとんど集中しており、学問・思想の自由に関しては、第3期に多くゑられる。第8期に学問・思想の自由に関するものが多くみられるのは、60年代末以降の行政等の動向とも関連して「大学の運営に関する臨時措置法案」の国会提出等、科学者が「科学を正しく発展させるのをはばむ外的条件の増加」(第53回総会採択声明)を強く感じたことの結果とみられる。

なお、学問・思想の自由は窮極的には平和を保障する不可欠の条件であるが、平和との直接的関連で学問・思想への自由に言及していない声明等は便宜上ここには採録しなかった。

- 3) 最後の類型は、「その他」ともいうべきもので、これには第43回総会採択の「ベトナム紛争の終結に関して世界の科学者に訴える」アピールと第51回総会採択の「軍事基地に近接した大学その他の研究機関の安全対策について」という基地の撤去を要求した申入れとが含まれる(C欄)。

以上を総括してみると、次のような一応の評価と同時に今後の課題が呈示される。

- ① 日本学術会議は、設立以来一貫して平和擁護の立場を貫徹しており、この立場は高く評価することができる。
- ② しかしながら、この立場は、日本の科学者の間では相当知られたとしても、一般国民への浸透の度合にはなお疑問が残る。
- ③ また、国際的交流についてのものがわずか6件ということから世界の科学者との連携や国際的に及ぼした影響については今なお検討が必要である。

第2表 同形式別、会期別分類

会 期 区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	計
勸告				1		1	1	1	4
要望			1	1					2
申入			2				4	2	8
声明	2		5	7	3	1		2	20
アピール						2	2		4
申合せ								2	2
計	2		8	9	3	4	7	7	40

第3表 同内容別、形式別分類

	勸告	要望	申入れ	声明	アピール	申合せ	計
A ₁	2		2	9	2	1	16
A ₂	1				1		2
B ₁				1			1
B ₂	1		3	2			6
B ₃			1	5		1	7
B ₄		2	1	3			6
C ₁					1		1
C ₂			1				1
計	4	2	8	20	4	2	40

2. 国際および国内における科学者、学術諸組織の平和のための活動ならびに戦争・平和に関する研究状況

平和のための科学者の寄与の仕方としては(1)戦争・平和に関する研究活動および(2)平和のための行動または運動とがある。

(1) 戦争・平和の研究状況

いわゆる平和研究には①戦争と平和に関する客観的、科学的、基礎的な研究と、②戦争を防ぎ平和を実現、確立するための諸条件、諸方策の研究とがある。前者はいわば「基礎医学」的なものであり、科学的客観性が重要視されなければならない。後者はいわば「臨床医学」的なものであるとされる。この平和研究は核兵器が人類全体を滅亡させる危険をはらんでいる現在「人類生存のための科学」"The Science of Human

Survival” (B.V.A. Roling) ともいわれる。

平和研究の歴史はまだ浅く、1950年代末以降、特に1960年代になってからであるが、このような新しい研究活動が生まれてきた背景には、熱核兵器の出現による「恐怖の均衡」と呼ばれるような切迫した事態に対して、科学者としてなんとかして対処せねばならぬという問題意識や、また一国単位での国防に依拠してきた旧来の型のインターナショナル・システムがもはや機能しえなくなったという事実認識がある。さらに近年、情報の収集・分析に関する方法、コミュニケーションについての数量的分析の方法、文献資料の内容分析に関する方法等が社会科学の領域でも急速な発展を遂げたため、これらの方法を用いて国際体系を対象として分析を行ない、それに基づいて安定した平和の確立、維持のためにならぬの方策を提供しえるのではないかという期待が強くなったこともあるとされる。

こうして、1960年代になって、いわゆる平和研究のための研究機関が世界各国に設立されるに至ったが、地方、既存の研究機関でも平和研究を取り上げ始めている。

戦争と平和の研究に係る研究機関は①第1次世界大戦後に設立され始めた国際関係に関する研究所、②国防研究所、③平和研究そのものを目的とする研究所の三つに分類できよう。この三つの分類について具体的に例示すれば、たとえば①は、イギリスの王立国際問題研究所 (Royal Institute of International Affairs) やソ連の世界経済・国際関係研究所 (Institute of World Economy and International Relations) 等に代表される既存の研究機関、②はワシントン防衛分析研究所 (Washington Institute of Defence Analysis)、アメリカ軍備管理・軍縮研究所 (U.S. Arms Control and Disarmament Agency)、ランドコーポレーション (RAND Corporation)、ハドソン・コーポレーション (HUDSON Corporation)、などのアメリカの研究機関、またイギリスの戦略研究所 (Institute of Strategic Studies of Britain)、フランスの戦略研究所 (Institut Francais de Polemologie) などで、これらは軍との関係が密接な軍事研究機関である。

③は平和研究 (Peace Research) そのものを目的として近年設立されたいわばニューフェイスであって、その代表的なものをあげれば、ノルウエーの「オスロ国際平和研究所」 (International Research Institute, Oslo—PRIO) (1959年設立)、「カナダ平和研究所」 (Canadian Peace Research Institute—CPRI) (1961年設立)、「ストックホルム国際平和研究所」 (Stockholm International Peace Research Institute—SIPRI) (1966年設立) などがある。

このうち注目すべきはSIPRIであって、これは全額国費 (年額50万ドル、1億5,400万円) でまかなわれているが、政府からは全く独立し、かつ所長以下所員等の構成も東西両側各国の学者から成り、しばしば各国の専門家を招いて、地下核実験探知、化学兵器製造査察等の諸問題に関するシンポジウムなどを開いている。

次にあげなければならないのは、平和研究に関する国際会議、国際学会、国際研究協力な

どの状況である。まず、1963年、「国際平和および安全保障に関する研究会議」(Conference on Research on International Peace and Security-COROIPAS)が組織されたが、COROIPASは、社会主義および非社会主義国双方の平和研究者たちを結集した点で格別の意義をもつと共に、大きな反響を呼び、その結果として、1964年にはロンドンで「国際平和研究学会」(International Peace Research Association:IPRA)の設立をもたらした。

1965年のIPRAの第1回総会には、東西ヨーロッパ諸国を中心に、20数か国から70数名の政治学、社会学、経済学など19の専門分野の科学者が結集し、国際緊張のモデル、軍事力の抑止、軍縮の経済学、非暴力、国際組織の形成と統合など広範囲にわたる題目の研究論文が発表討論に付された。

このほか、アメリカのウォルター・アイザード教授(Prof. Walter Isard)の主催する「平和研究協会、インターナショナル」(Peace Research Association-International)も活発な研究を続けており、ユネスコも平和研究者の助成からさらに一步進んでみずから平和研究に関する国際会議の開催や研究文献の公刊に乗り出している。

そのほか注目すべきものとして「世界秩序の未来」国際共同研究プロジェクトがある。このプロジェクトは約20年後の1990年代に重要な戦争発生の危険がないような世界を実現するためには、いかなる条件が必要であるかを科学的に究明する国際的共同研究を行なうことを目的とするもので、アメリカ、日本、ラテン・アメリカ地域、西ドイツ、インド、ソ連、アフリカ地域にそれぞれ研究組織を設けると共に、これら各研究組織の研究結果を持ち寄り検討するための会議を随時行なっている。

その一環として、1970年4月、日本でもThe Fuji Conference of Research Directors for the World Order Models Projectが行なわれた。

なお、平和研究には、当然、戦争原因についての研究が含まれるべきであって、その意味においては、「第2次世界大戦史国際委員会」(Comite International D' Histoire De La 2e Guerre Mondiale)の存在を無視することはできないであろう。この国際委員会は第2次大戦研究グループの代表をもって構成されており、第2次大戦史をあらゆる角度から検討しようというものである。現在、ソ連など社会主義諸国を含め、23カ国の国内委員会が代表を出し、研究成果も公刊されつつある。

欧米諸国に比較すると日本における平和研究は遅れている。だが、IPRAの第1回総会に参加した科学者を中心に、IPRAに対する日本の窓口ともいべきグループがつくられ日本の平和研究者と世界の平和研究者の交流を中心に活動を始め、さらにこのグループは日本平和研究懇談会(The Japan Peace Research Group)を設置し、研究会の開催、英文、邦文の年報の出版等を行なっている。

その他最近上智大学に平和研究所が設置された。

(2) 平和のための科学者の活動状況

一方、平和のための科学者の運動としては、国民への訴えやデータの提示、行政府等への

建議、政策批判などの諸形態の活動がある。たとえば国際的にはバグウォツシュ会議、日本では科学者京都会議、原水禁科学者会議等の運動がそれであって、それぞれある種の役割を果たしてきた。ここでは、バグウォツシュ会議と科学者京都会議の二つに絞って概要を述べる。

〔バグウォツシュ会議〕

バグウォツシュ会議が開催されるに至った歴史的背景としては、第2次大戦が科学者に与えた衝撃、とりわけファシズムの台頭による学問、文化の危機、原子爆弾の開発と使用を頂点としたジェノサイドが諸国民に与えた測りしれない損害によって科学者の社会的自覚が高められたということがあげられる。科学者のこの面での国際的連帯を促進したのは、現代の科学・技術の最も高度の諸達成が現実の社会体制に内在する諸要因から発する一つの必然的結果としてその悪用ないし誤用に転化されつつあること、しかも原子力の開発などそれが文明の頂点に立つものであるだけに人類の生存にかかわる文字どおりグローバルな規模でその影響が現われざるをえない時点に到達していることに対する洞察によるものであった。

熱核兵器の出現と、そのたび重なる爆発実験に伴う汚染被害は、ついに1955年7月ラッセル＝アインシュタイン声明を生み出した。この声明は「全体的破滅を避けるという目標は他のあらゆる目標に優位せねばならない」（アインシュタイン）という観点から、人類は今や戦争を廃絶し、真の平和時代を創造せねばならないということを強く訴えた。この声明は国際的にも大きな反響を呼び、同年12月国連に放射能の影響に関する科学委員会」が設けられ、日本および米英ソを含む15か国の科学者がこれに加わって活動を始めた。

このような活動を背景にして東西各国の科学者がラッセル＝アインシュタイン声明の線に沿って結集したのが1957年のバグウォツシュ会議（Conference on Science and World Affairs—COSWA）であった。

同会議は、その後、「継続委員会」を軸にして活動を続け、1971年までに21回にわたって開催された。そのうち、第3回会議（1958年のウィーン）ではラッセル＝アインシュタイン声明をさらに布延した長文の「ウィーン宣言」を採択し、バグウォツシュ会議のその後の指針を定め、また、第8回会議（1961年）、第9回会議（1962年）では「軍縮と世界の安全保障」をテーマとし、全面完全軍縮の緊要性、その実現の諸方策等が広い角度より検討された。バグウォツシュ会議は、これら継続して開かれた何回もの会議を通じて核兵器実験の完全禁止から軍備全廃に至る軍縮実現の問題、東西ならびに南北の国際関係改善の問題、科学者の社会的責任と国際協力の問題などをかなり系統的に取り上げ、世界平和への世論形成において重要な成果をおさめてきた。しかし、その活動には欠陥もあった。たとえば、米ソ両核大国の政府筋に近い学者が多数参加するようになって、ともすればラッセル＝アインシュタイン声明の精神によって「自分自身の良心だけを代表して」参加したはずの代表の発言がむしろ当面の自国の外交政策に従属する傾向がみられたり、「核の下でいかに生きるか」という「現実論」から核抑止論のワク組みの中にみずからを制約したり、またいわゆる小国の立場を閉却した姿勢がみられたり、自然科学者中心で人文・社会科学者の協力を欠いたりする欠陥もみうけられた。しかしながら、ようやく1970年の第20回会議で、核抑止論に根本的な批判を行なう問題意識が現われ、また人文・社会科学者および若い科学者の積極的な参加を求めら

ど、今後の発展の方向が真剣に模索されていることがうかがわれる。

〔科学者京都会議〕

一方、わが国では戦後、とりわけ1954年のビキニ水爆実験による第5福龍丸乗組員の被災によって科学者の核兵器禁止問題に対する関心が急速に高まり、一般国民の原水禁運動への共感と協力の方向もその一歩を踏み出しつつあった。そこで第1回ならびに第3回バグウォツシュ会議に出席した湯川秀樹、朝永振一郎、坂田昌一の三教授の呼びかけにより、その国内版という形で、1962年に発足したのが科学者京都会議である。

科学者京都会議は京都における第1回会議以来、1963年に第2回、1966年に第3回会議を開いたほか、数回の勉強会をもち、バグウォツシュ会議の報告のみならず日本の会議として特に取り上げる必要のある諸問題（日中交流の問題、アジア地域における諸問題、沖縄をめぐる問題など）をも検討してきた。

科学者京都会議のバグウォツシュ会議と異なった特色は、第一にラッセル＝アインシュタイン声明の初心に絶えず立ちかえり、「戦争の論理」を克服し、「平和の論理」の創造をするためには、自然科学者と人文・社会学者とが緊密に交流し協力し合わねばならないという観点に立って会議の発展をはかってきたことである。第二には広島、長崎の国民的原体験とのつながりのうけに、かつわが国の置かれた特殊な国際的力関係のもとでの状況を把握したうえで、いわゆる大国主導型の見せかけの安定ではなく、真に民主主義的な国際関係の確立を含む「平和時代の創造」を追求してきたことであろう。

3 軍事目的と関連する科学研究、技術開発の推進が科学研究、研究体制、科学者のあり方などに及ぼす影響と今後検討すべき問題点

(1) 一般的問題状況

いうまでもなく70年代の科学研究、技術開発等のあり方は、70年代の日本の政治、経済、社会のあり方と深く結びついているが、後者について考えるうえで、きわめて重要な問題は防衛力増強の問題である。

すなわち、60年代までの防衛は、日米安保体制下で主として、アメリカの軍事力に依存しつつ自衛隊が米軍に協力するといういわば消極的性格のものであったが、1969年11月の日米共同声明を出発点とする70年代の防衛構想においては、いわゆるニクソン・ドクトリンにみられるようなアメリカのアジア戦略の変化と結びついて、日本の自主防衛力の強化の方向が特徴的である。さらに、日本のアジア戦略の中での役割がいつそう積極的に評価・期待され、日本の防衛が特に韓国、台湾の防衛と不可分一体のものであるという認識がもたれるに至っている。

このような状況下において、70年代の日本の防衛力は60年代に比べて格段と強化されようとしており、このことは、1971年4月27日に防衛庁が発表した新防衛力整備計画（第4次防衛力整備計画）原案にも示されているところである。たとえば第4次防の所要経費は現行3次防の2.22倍に当たる5兆1,950億円（人件費のベース・アップ分を含めるならば5兆8千億円）という巨額にのぼっているが、さらに70年代後半にはいつそう大型の5次防が予定されている。

このような防衛力強化の問題は単に軍事力や防衛生産のみの範囲に影響をもつものではな

く、広く70年代の日本社会のあらゆる領域にさまざまな影響を与えることが予想される。科学研究、技術開発の分野もまたその例外でありえないであろう。たとえば、第4次防原案において新兵器開発のための研究投資として1,700億円の投資が組み込まれているが、この額は国立大学の基礎研究費と大差のない年額340億円（文部省科学研究費補助金の4倍）にのぼる巨額であって、このような多額の経費が新兵器開発のための研究に直接に当てられることは、70年代の科学研究・技術開発等のあり方に重要な影響を与えると思われる。

すなわち、軍事的目的をもつた研究が科学研究や技術開発の中で占める比重がしだいに大きくなれば、その影響は大学や各種研究機関、個々の研究者・技術者の中に浸透し及んでゆき、また、それに伴い研究体制の改編が進められる可能性が強い。ということは科学研究を軍事的目的に利用することに反対してきた日本学術会議の発足以来の精神に照らしてみるとさまざまな深刻な問題を提起することになる。

(2) 今後検討されるべき主要な問題点

70年代においては、このような一般の問題状況が進展する中で、科学研究、技術開発の軍事化が急速かつ広範に進むことが予想されるが、これに関連して以下のような問題点が検討されなければならないであろう。

1) いわゆる軍学協同の実態とそれが科学研究や科学者のあり方に及ぼす影響の把握

いわゆる軍学協同は①1967年に問題になった米軍資金の某学会への導入事件のような米軍ないし自衛隊の学・協会への浸透、②自衛官の大学院入学、学位請求、学会での研究発表、国際学術協力のワク組みの中での海外派遣研修、③米軍ないし自衛隊、軍需企業等の委託研究を受けるといった形態で大学、研究機関等の科学者が研究を行ない、あるいは上記機関の施設等を利用して研究を行なり、などさまざまな形態がある。

このほか、70年代以降に予想されるものとして、防衛庁や軍需大企業、経済団体等がみずから各種軍事研究機関やシンク・タンク的なものを設置し、それに科学者が吸引されるようなケースも考えられる。また、科学技術会議の第5号答申に盛り込まれた重要研究開発分野のナショナル・プロジェクトの推進が直接、間接に軍事的目的とかかわり合うことも考えられ、特に巨大科学（原子力、宇宙、海洋）の分野では日米科学協力のシステムともあいまって、軍事的目的とのかかわりあい濃厚であるとの疑念も持たれているが、このような形で軍事研究が広範な科学者を巻き込み、軍事的性格をもった科学研究、技術開発の体制が作りあげられていく可能性もある。

また、4次防、5次防で予想される膨大な防衛予算の撤布、大量の兵器生産、新兵器開発のための研究・技術開発投資などを契機として民間軍需大企業が産軍複合体を形成し、そのワク組みの中で産学・軍学協同が進展していく公算も強いように思われる。

このような事態が進めば、企業機密、軍事機密の名のもとに学問研究の公開性が失われ、研究の自由や研究者の自主性が大幅に阻害されることも予想せられる。

これらについての実態の究明が緊要である。

2) 軍学協同に対する科学者の立場の確立

これに関連して、ひとり、ひとりの科学者はいかなる立場を持するかという問題も避

けて通れなくなるのであろう。

日本学術会議にしても「戦争を目的とする科学研究には絶対に従わない」という原則的立場をとっているが、もしも現実によくの科学者が軍事研究に巻き込まれ、大学研究機関、学協会等も多かれ少なかれ軍事研究に関係するようになれば、このような立場は口頭禅に終わってしまうだろう。いずれにしても、個々の科学者も、日本学術会議も、大学、研究機関、学協会等もこの問題を真剣に考えなければならないであろう。

また、その際、研究者が軍事研究や軍学協同に誘引されやすいような条件、（たとえば、それによって豊かな物的研究条件が保証されるとか、軍事的研究を拒否すると最先端の研究から脱落してしまうおそれがあるなど）とその克服の方途についても検討されるべきである。

さらに、また、軍事研究や軍学協同に対する科学者の立場は、窮極的には科学者の社会的責任や倫理について、特に平和に対する科学者の責任について、突きつめて問い直すこと、特に研究のあり方や、研究成果の利用のあり方（善用、悪用、濫用、無視）に対する科学者の社会的責任を吟味することによってのみ確立せられると考えられる。

3) 軍事研究の定義の必要

そのためには、また、軍事研究とはそもそも何かについて明らかにすることが必要になる。明白かつ直接的に軍事目的を指向し、米軍や自衛隊、軍需企業等により研究課題、研究費、研究施設等の便宜などが与えられるものは問題外としても、間接に軍事目的につながるもの、元来は基礎研究だがその成果が軍事的に利用されるものなど範囲の広狭、態容の多様があるから、これらを識別しつつ、軍事研究の定義を定める必要がある。

なお、軍事研究の定義については広範な科学者みずからが真剣に討議を重ねて導き出すべきであるが、その際、軍事的、平和的といつても、自然科学部門内部では特に区別しにくい場合が多く、したがって、どうしても人文・社会科学者との協力が必要である。

さらに、軍事研究ないし軍学協同は「防衛」の名のもとに行なわれるのであろうからこの「防衛」概念を明確にすることも必要になる。特に70年代には改憲問題がクローズ・アップされるだろうといわれているので、「防衛」と平和憲法」との関係など憲法問題を重視する必要がある。大学、国立研究機関やそれらに属する研究者の軍事研究、軍学協同の是非については、憲法、教育基本法等、法的観点から究明することも必要である。

Ⅳ 70年代以降において戦争、平和の問題に対して 日本学術会議がとるべき態度

以上、本課題検討の目的（I参照）に即して、戦争、平和の問題と70年代の科学・技術の問

題に関連する問題状況を検討したが、これを手がかりとして、日本学術会議が第9期およびそれ以降においてとるべき態度、また取り組むべき課題、計画、作業、さらにそのための内部の体制などについて、本W、G、は以下のように考えるので、これを第9期への引継ぎ事項としたい。

1. 戦争と平和の問題に対しては、日本学術会議は、創立の由来、日本学術会議法の精神、創立総会の決意表明によって基礎づけられ、また、その後22年間の活動を通じてほぼ貫徹されてきた戦争に反対し平和を守る立場を、広範な科学者および国民と共に、また世界の科学者とも連携して、これを堅持し、いっそう積極的に活動すべきである。

2. そのため、次のような事業を実施する。

(1) 軍事目的と関連する科学研究、技術開発の実態、それが科学研究、科学研究体制や科学者のあり方と与える影響等に関する調査を科学者、学協会等の協力を得て行ない、なんらかの形で調査報告を作成すること。

[3-(2)-1) , 参照]

(2) 軍事研究、軍学協同の定義や、これらに対して科学者がとるべき立場を明らかにするため、人文・社会・自然各部門の広範な科学者間で真剣な討論を起こし、それを集約すること(さまざまな討論集会、シンポジウム、研究会などを組織する)。

[3-(2)-2) , 3) , 参照]

(3) 日本における戦争と平和に関する研究が諸外国に比して著しく立ちおくれている現状にかんがみ、また、70年代には軍事目的をもった「平和研究」機関が設置されるおそれがあるともいわれているので、戦争と平和に関する真の科学研究を、それに必要な国際学術交流を行ないながら、積極的に発展させる措置をとること。[(2-(1)参照)]

1) このため、早急に戦争と平和の問題に関する研究また平和のための活動にしたがっている科学者の諸組織(日本平和研究懇談会、科学者京都会議、原水禁科学者会議等)および関係学会、研究機関、中心的な科学者個人等と緊密な連絡をとること。

2) これらの諸組織等とも協力して、日本における正しい平和研究のあり方、平和研究の課題・範囲・方法の策定などについて検討を深めること(シンポジウム、研究会等の開催など)。

3) 日本学術会議自体としても、UNESCO、IPRA(国際平和研究学会)、SIPRI(ストックホルム国際平和研究所)、「第2次世界大戦史(研究)委員会」など戦争、平和に関する国際研究機関、学会などとの連絡、交流を新たに開きあるいは強化し、または[(3)-1)]にあげた国内各組織の国際交流活動を支援すること。さらに将来、できれば、日本において日本学術会議の主催、後援のもとに平和に関する国際シンポジウムなどの開催を考慮すること。

4) さきに、第1、2、3部、人文社会科学振興特別委員会が中心になって作成し文部省に科学研究費補助金の特定研究課題として申請した「第2次大戦史の総合的研究」のごときこのような目的に即した有意義な研究の実現をはかること。

5) 日本においても、SIPRIのような平和研究機関(全額国庫負担で、しかも政府から全く独立して自主的に研究を遂行し、かつ国際性をもった運営、研究体制を備えたもの)の

設立を望む声が各分野の科学者の中で近来高まっているが、日本の現状では国立の平和研究所の設置はかえって逆効果になる危険が多いとする消極論も強い。また、この危ぐを考慮して日本学術会議所管の平和研究所をつくればよいという案もあるが、その場合は、日本学術会議の法的性格（基本的には審議機関）の変更にもつながり、その点、別な問題をはらむ。

この問題は、前記1)－4)のような活動を積み上げる中で引き続き検討を加えていくのが妥当であろう。

3. 以上IV－2の諸事業を促進するためには、日本学術会議内部の体制、運営の整備、強化が不可欠である。このためには以下の措置が考えられる。

(1) 「平和問題特別委員会（仮称）」の設置

前記〔2-(1),(2),(3)-1), 2), 3), 4〕のような膨大な事業の量、またこの事業の重要性からして、最も望ましいのは特別委員会を設置することである。「平和問題特別委員会」（仮称）を設置する場合には、各部を代表する委員に加えて学問・思想の自由、学術体制、国際交流、研究費等および原子力等の関係常置、特別委員会からの職責上の役員の参加および外部の関係組織や科学者の参加を得た重層的で強力な構成を考えるべきである。また、この特別委員会の活発な活動に必要な実行予算を計上することはいうまでもない。

(2) (1)のような特別委員会の設置が万一不可能な場合にも「1970年代の科学・技術に関する小委員会」のような重層的構成の運営審議会付置の小委員会を設ける必要がある。

(3) 以上(1),(2)は別としても、戦争と平和の問題は、学問・思想の自由の問題と同様、日本学術会議として全体が常に取り組むべき重要課題であるから、各部はもちろん、特に関係の深い学問・思想、学術体制、国際交流等の前記前置、特別各委員会等は、常にこの問題を念頭において活動すること、また必要に応じて随時相互間で、また関係各部を加えて、連絡、協議するような措置を講ずるべきである。

〔別添参考資料〕(2)

日本学術会議第66回総会報告
「科学・技術政策の基盤－第9期の
取りまとめ」より抜粋

科学者と平和の問題

I これまでの審議の経過と課題

- 1 沿革
- 2 課題の設定
- 3 ワーキング・グループの構成と審議活動の概要

II 科学者の平和への責任

- 1 平和に対する科学者の責任
- 2 平和に対する科学者の責任の遂行と課題
- 3 軍事研究と科学者に関する新たな問題
- 4 科学者の責任と倫理についての問題点
- 5 日本学会議の責任

III 平和研究のあり方と平和研究者の倫理綱領

- 1 平和研究のあり方
- 2 平和研究者の倫理綱領

IV 平和研究の促進に関する提言

- 1 平和研究の促進の緊要性
- 2 平和研究の遂行・助成に関する原則
- 3 平和研究のための体制
- 4 第2次大戦史、特に大太平洋戦争史研究の重要性と研究促進上の問題点

V その他の問題

VI 総括

I これまでの審議の経過と課題

1 沿革

第8期における「70年代の科学、技術について」の検討作業の1課題として選定された「戦争と平和と科学者」（第18課題）の検討に当たったワーキング・グループはその報告の末尾で次の諸点を第9期に申送った。

- (1) 日本学会議が戦争と平和の問題に関して創立以来取ってきた立場を高く評価し、今後この立場を堅持すべきこと。
- (2) 近年における科学・技術の軍事化の傾向の重大化にかんがみ、その実態と問題点を明らかにし、これに対処すべき科学者の姿勢やモラル・コードを検討すること。
- (3) 平和研究（Peace research）や第2次世界大戦史研究の分野で著しく立ち後れている国際的連絡を促進し、同時に国内の研究連絡を強化し、また研究将来計画（研究機関、学会等の設立を含む）の策定に努力すること。
- (4) 以上の課題に対処するいずれかの内部組織（特別委員会、研連等）を設置すること。

前記の4項目は第9期会員により真剣に受け止められ実施の運びにいたった。すなわち、(1)に関しては第9期発足時の総会における決意表明をはじめ、その後の総会における声明要望、申入れの合計6件により、また(2)については科学の基本問題特別委員会（特にその「科学者と平和」小委員会）の新設とその活動により、最後に(3)は平和問題研究連絡委員

会（第2部世話担当，委員数9名）の創設と活動により，かなり程度まで実効があげられた。

2 課題の設定

このような沿革を考慮し，かつ前述の新設された両委員会の審議の成果を総括することを重視し，同時にこの間における関係研究者，学会，大学等の立場，見解，動向をも可及的に吸収するという方針の下に，本ワーキング・グループは分担課題の内容を下記のごとく定め審議を行った。

- (1) 科学者と平和（平和に対する科学者の社会的責任，倫理など）（科学の基本問題特別委員会「科学者と平和」小委員会担当）。
- (2) 我が国における平和研究の在り方及び平和研究者の倫理綱領（平和問題研究連絡委員会担当）。
- (3) 平和研究の促進に関する提言（平和問題研究連絡委員会，広島大学平和科学研究所準備会等分担）。
- (4) 今後検討を要する課題の指摘

3 ワーキング・グループの構成と審議活動の概要

前述のような目的，課題内容に即して，本ワーキング・グループの検討集会には本とりまとめ委員中の関係者のみならず，平和問題研究連絡委員会，「科学者と平和」小委員会の全委員及び日本平和学会，日本平和研究懇談会，広島大学平和科学研究所準備会，広島平和教育研究所，日本平和教育研究協議会等の関係者にも参加を要請し，多数の参加を得た。

検討集会開催回数は合計4回（うち1回は広島）である。

II 科学者の平和への責任

1 平和に対する科学者の責任

科学者と戦争，平和とのかかわり合いについて考える場合，まず，①一般的には一人類あるいは国民の一員としての立場が基礎になるのは言うまでもないが，特殊的には，②それらに関する知識，予測手段を一般民衆に比して，より多く保有しているか又は得やすい立場にあり，しかも③個人的にも，制度的にも「軍事研究」に従事する能力及び可能性を持っている立場にある特別な職業の従事者であるということが前提となる。

戦争・平和に対する科学者の責任という場合，問題になるのはむしろ前記②，③との関連においてである。

「ラッセルーアインシュタイン宣言」は世界の著名な科学者たちが，「人類，ヒトの一員」として，また「一番よく知っている人が一番暗い見通しを持っている」という立場（前記①と②）から人類絶滅を阻止するために発せられたのである。世界科学者連盟は科学者の個人的及び集団的な責任を強調し，「科学研究の諸成果が大量破壊戦争の準備ないし一国の他国による不法侵略の準備において，人類の死活の利益に反して用いられるであろう危険によっ

て」科学者の社会的責任特徴が生ずるとしている。（「科学労働者の権利に関する宣言」1967年）。

日本学術会議が創立以来とってきた立場もやはり前記②、③に即するものである。

2 平和に対する科学者の責任の遂行と課題

2-1(1) 科学者が平和に対する責任を遂行するうえで、大別すれば二つのアプローチがある。

一つは広義の「平和研究」(ピース・リサーチ)であり、もう一つは戦争の準備、遂行途上における科学技術の軍事的利用、またそれによる大量破壊、大量殺りく等の害悪を阻止するための努力である。

前者は言わばアクティブ又はポジティブな面であり、後者はパッシブ又はネガティブな面であるが、むしろこの両面は相互に関連しあっている。例えば「平和研究」は元来「戦略研究」への批判、反発を契機として生まれたものであった。しかし「平和研究」については別に論ぜられるので、ここでは主として後者について考える。

2-1(2) 戦争の準備、遂行途上における科学・技術の軍事的利用とそれに伴う大量破壊、大量殺りく、及びその可能性を阻止するための努力に関しては、まず何よりも現代における科学、技術の軍事的意義を具体的かつ体系的に明らかにする必要がある。

その場合、問題点を特徴的に示している典型的な例として、①大国間における核兵器体系の現状と問題点及び②ベトナム戦争における科学・技術の軍事的利用の様相が検討されるべきであろう。

このうち、前者①については国際的にはバグウォツシュ会議、国内では科学者京都会議、原水禁科学者会議などでかなりの検討が行われ、特に近年に至って「核抑止論」の破綻が理論的のみならず、SALT交渉の難行やインドの核実験に見られるように現実的にも明らかになりつつあることが注目される。しかしながら、「核抑止論」は各国、特に大国の取る政策の中ではまだ根強く生き続けており、本来、核戦争遂行のための手段である核兵器体系の存在が、核兵器の使用されない戦争、更に核非保有国間の戦争にまで強い影響を及ぼしていることはいなめない事実である。

後者②については、欧米や日本などで個々の事実についての究明、その非人道性についての糾弾が行われたとはいえ、全面的、体系的な検討はそれほど進んではないと思われる。

しかし、ベトナム戦争は現代における最高の科学技術水準、生産力水準を持つアメリカという大国がベトナムという小国、小民族に対して行った戦争であって、その際、最近の科学・技術の成果がフルに大量破壊、大量殺りくのために利用され、その結果、「バイオサイド」「エコサイド」と呼ばれるほどの惨禍もたらされた。しかもこのような殺りく、破壊が自動化された手段によって行われたことは、その非人道性を増大させることとなっている。これは、戦争と科学者とのかかわり合いに関連して多くの重大な問題を提起した。

2-1(3) このような検討の中で以下の諸点は直ちに見いだすことができる。

① 特にアメリカにおいて典型的に見られるように、科学・技術が全体として政治＝軍事＝経済体制ないしは、産軍複合体の内に組み込まれ、「産＝軍＝学複合体」が形成されてきてい